

# 企業局人材開発委員会設置要綱

平成19年 4月17日  
企業局長 決 裁

## (設置)

第1条 埼玉県企業局の将来を担う職員の人材開発を、継続的かつ効果的に推進していくため、企業局人材開発委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は次の事項について掌理する。

- (1) 企業局職員の人材開発に関する実施方針の策定と重要事項の審理
- (2) 「企業局人材開発計画」(以下、「人材開発計画」という。)の推進に関する総合調整・進行管理・検証評価

## (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。

- 2 委員長は企業局長にある者、副委員長は管理部長及び水道部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

## (会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、議長となり会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認める時は、関係者の出席を求めることができる。

## (部会)

第5条 人材開発計画の各施策を効果的に推進するため、委員会は下部組織として部会を設置することができる。

- 2 前項の部会の組織その他必要な事項は、別に定める。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において行う。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月17日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月 1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月 1日から施行する。

## 別表

役 職	職 名
委 員 長	企 業 局 長
副 委 員 長	管 理 部 長
	水 道 部 長
委 員	主 席 工 事 検 査 員
	総 務 課 長
	財 務 課 長
	地 域 整 備 課 長
	水 道 企 画 課 長
	水 道 管 理 課 長
	地 域 整 備 事 務 所 長
	大 久 保 浄 水 場 長
	庄 和 浄 水 場 長
	行 田 浄 水 場 長
	新 三 郷 浄 水 場 長
	吉 見 浄 水 場 長
	水 質 管 理 セ ン タ ー 所 長
水 道 整 備 事 務 所 長	